

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月24日
【会社名】	ブックオフコーポレーション株式会社
【英訳名】	BOOKOFF CORPORATION LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 展千
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号
【電話番号】	(042) 769 - 1511
【事務連絡者氏名】	執行役員 野津 直樹
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号
【電話番号】	(042) 769 - 1511
【事務連絡者氏名】	執行役員 野津 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 2,176,200,000円 新株予約権付社債 7,700,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本普通株式の発行は、平成26年4月24日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,100,000株	2,176,200,000	1,088,100,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,100,000株	2,176,200,000	1,088,100,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
702	351	100株	平成26年5月15日(木)		平成26年5月15日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式の割当予定先から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ブックオフコーポレーション株式会社 経営企画部	神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 相模原中央支店	神奈川県相模原市中央区相模原三丁目1番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ブックオフコーポレーション株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金7,700,000,000円
各社債の金額（円）	金100,000,000円
発行価額の総額（円）	金7,700,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成30年12月31日
償還の方法	1．償還金額、償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成30年12月31日にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前営業日にこれを繰り上げる。 2．買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
募集の方法	第三者割当の方式により、次の者に割り当てる。 ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」という。） 7,700,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成26年5月15日
申込取扱場所	ブックオフコーポレーション株式会社 経営企画部 神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号
払込期日	平成26年5月15日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	1．当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。

	2. 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

期限の利益喪失に関する特約(当然失期事由)

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記「償還の方法」の規定に違背したとき。
- (2) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背したとき。
- (3) 当社が上記(1)及び(2)以外の本社債の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。但し、当社に対する申立てが濫用的なものであることが明らかな場合、及び当社が申立て又は差押を受けた後に速やかに債務を弁済し、かつ当該申立て又は差押を受けた後10日以内に当該申立てが取り下げられ又は差押の取消決定がなされた場合は、この限りではない。

期限の利益喪失に関する特約(請求失期事由)

次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債権者による当社への書面による通知により、本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) いかなる時点においても、本社債権者の責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対する本社債権者の保有する当社の発行済株式の議決権の割合が100分の15(ただし、本新株予約権付社債にかかる新株予約権の全部または一部を行使した後にあっては、(a)当該時点までに当該行使により本社債権者が取得した当社株式の議決権の合計数を、当該時点の当社の発行済株式の総議決権で除した数(小数点第三位以下を切り捨てる。)を(b)100分の15に加算した数値とする。)を下回った場合
- (2) 本新株予約権付社債にかかる平成26年4月24日付資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)に基づく当社の表明および保証が重要な点において真実かつ正確でなかった場合
- (3) 当社に本資本業務提携契約上の義務の重大な違反があり、当該違反の治癒を求める本新株予約権付社債権者からの通知後10日以内にかかる違反が是正されなかった場合
- (4) 本資本業務提携契約に基づき本社債権者が指名した者(2名)を取締役に選任する当社の取締役選任議案が平成26年10月末日までに当社株主総会において可決されなかった場合

4. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%（年365日の日割り計算）の割合にあたる損害金を支払う。

5. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社三菱東京UFJ銀行 相模原中央支店

6. 本社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は神奈川県においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。但し、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下、「転換価額」という。）は当初金751円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。この場合、端数が生じたときは円単位未満小数第2位を四捨五入する。 本項第(1)号で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位を切り捨てる。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう。）をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 時価を下回る価額をもって普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式新株予約権を発行する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p>

	<p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときは、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金7,700,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成30年12月31日までとする。 （注）平成30年12月31日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ブックオフコーポレーション株式会社 経営企画部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、当社が下記2.に掲げる条件を達成した場合にのみ、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上記「新株予約権の行使期間」記載の行使期間において行使することができる。 なお、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して定められる条件と行使割合</p> <p>(a) 平成27年3月期乃至平成30年3月期のいずれかの事業年度における営業利益が22億円を超過した場合 行使可能割合：45%</p> <p>(b) 平成27年3月期乃至平成30年3月期のいずれかの事業年度における営業利益が27億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p>

	<p>3. 上記1及び2にかかわらず、いかなる時点においても、本新株予約権の新株予約権者の責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対する本新株予約権の新株予約権者の保有する当社の発行済株式の議決権の割合が100分の15（ただし、本新株予約権付社債にかかる新株予約権の全部または一部を行使した後においては、(a)当該時点までに当該行使により新株予約権者が取得した当社株式の議決権の合計数を、当該時点の当社の発行済株式の総議決権で除した数（小数点第三位以下を切り捨てる。）を(b)100分の15に加算した数値とする。）を下回った場合には、割当てられた本新株予約権の100%を上記「新株予約権の行使期間」記載の行使期間において行使することができる。</p> <p>4. 上記1乃至3にかかわらず、本新株予約権付社債権者が指名した者（2名）を取締役に選任する当社の取締役選任議案が平成26年10月末日までに当社株主総会において可決されなかった場合には、割当てられた本新株予約権の100%を上記「新株予約権の行使期間」記載の行使期間において行使することができる。</p> <p>5. 上記1乃至4にかかわらず、本社債につき期限の利益を喪失した場合は、割当てられた本新株予約権の100%を上記「新株予約権の行使期間」記載の行使期間において行使することができる。</p> <p>6. 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。また、本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。但し、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

（注）1. 本社債に付された新株予約権の個数

各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計77個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を当社に提出し、当社による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者はこれを撤回することができない。

3. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記（注）2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4．株式交付の方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5．行使請求後の最初の剰余金の配当の取り扱い

本新株予約権の行使請求により交付された当社の普通株式に対する最初の剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社発行済株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

5【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,876,200,000	64,200,000	9,812,000,000

(注) 1．払込金額の総額は、本普通株式の発行価額の総額（2,176,200,000円）及び本新株予約権付社債の発行価額（7,700,000,000円）を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、新株予約権付社債評価費用、登記関連費用及びその他諸費用です。

(2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社がヤフーとの資本業務提携による事業を実施するためには、物流インフラと情報システムについて大規模な新規設備投資等が必要となります。

本件第三者割当による上記の差引手取概算額9,812百万円については、今後ヤフーと行う2つの提携事業においてそれぞれ必要となる物流センターの新設及びその運営のための設備と情報システムの開発にかかる資金に充当する予定であります。

『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクでの販売（以下、「提携事業」といいます。）

当提携事業では、全国の『BOOKOFF』店舗よりオンライン・オークションサービス「ヤフオク！」（以下、「ヤフオク」といいます。）出品対象となる書籍、CD、DVD、ゲーム等の商品を物流センターに集約し、物流センターにて商品の出品、保管、購入者への発送を一元管理する予定です。同センターは関東地方に1拠点の開設を予定しており、開設の設備投資にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて63億円を投資する必要があります。本件第三者割当による上記の差引手取概算額の中から58億12百万円を充当する予定です。これに加えて、出品・販売作業の業務支援並びに各店舗からの商品移動情報、出品情報、販売情報を管理する情報システムについてヤフーとの共同開発と出品業務に必要な商品マスタデータの構築にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて6億円を投資する必要があります。

総合買取受付窓口の展開等によるハグオール事業（注）の拡大（以下、「提携事業」といいます。）

当提携事業では『BOOKOFF』店舗等に設置される予定の総合買取受付窓口にてお客様より受付した商品の買取サービスを提供すると共に訪問買取サービス拠点の増設によりサービスエリアを拡大し、より多くのお客様に対し総合買取サービスを提供します。買取サービスにおいてお客様から受付した申し込みに対する買取計算並びに商品保管、また買取した商品をヤフオク等で販売するために必要となる出品作業、商品保管並びに購入者への発送を物流センターを通じて一元管理する予定です。物流センターは上記の提携事業とは別に関東地方に1拠点の開設を予定しており、開設の設備投資にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて31億円を投資する必要がありますが、本件第三者割当による上記の差引手取概算額の中から28億円を充当する予定です。これに加えて、買取受付から買取計算、計算結果連絡、買取代金の支払のプロセスを管理する情報システムと買い取りした商品の出品・販売作業の業務支援及び出品情報・販売情報を管理する情報システムについてヤフーとの共同開発にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて6億円を投資する必要があります。

（注）新規事業として子会社「ハグオール」を平成25年4月に設立し、取扱商品を制限しない総合リユースサービスを同年6月より新たに始めております。同事業では家庭で不要になったものをまとめて一括で買取を行い、買取した商品をインターネットショッピングサイトやオークションサイトを中心に販売を行っております。この新規事業を「ハグオール事業」といいます。）

上記及びの提携事業は、リユース市場の拡大基調に合わせて中長期的な規模拡大を見込んでおり、将来的な事業規模に合わせて長期安定的な拠点、設備、システムが必要であるため、リーシングではなく当社が建設・保有することといたします。大規模な物流センターを設けて集中的に業務運用を行うことで、当社の物流業務の効率化及びコスト削減につながり、また事業規模の拡大を進めるにあたって柔軟な対応が可能になることから、当該投資は収益力の増加に資するものであり、当社の成長の推進を図るものと考えております。

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
書籍・CD・DVD・ゲーム等のネットオークション販売用の物流センターの新設にかかる資金及びその運営のための設備	5,812	平成26年6月～平成28年3月
書籍・CD・DVD・ゲーム等のネットオークション販売用の情報システム開発にかかる資金	600	平成26年6月～平成28年3月
ハグオール事業用の物流センターの新設にかかる資金及びその運営のための設備	2,800	平成26年6月～平成28年3月
ハグオール事業用の情報システム開発にかかる資金	600	平成26年6月～平成28年3月

（注）調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ヤフー株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目7番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 宮坂 学	
	資本金	8,240百万円（平成25年12月31日現在）	
	事業の内容	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業、その他事業	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月19日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第19期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第19期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月12日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第19期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月10日 関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社はヤフーのショッピングサイト及びオークションサイトへの出店等をしております。	

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは「ご家庭で不要となったものを、新しい持ち主のために役立てる」という「リユース業」を中核事業として、書籍・CD・DVD・ゲーム・アパレル・スポーツ用品・ベビー用品・雑貨等様々なジャンルのリユースに取り組んでまいりました。『ものを捨てたくない人が、捨てない生活をするためのインフラとしての役割を果たすブックオフ』＝『捨てない人のブックオフ』を事業ミッションとして、様々なもののリユースを通じて循環型社会の実現に取り組んでおります。

主力事業であるブックオフ事業は書籍・CD・DVD・ゲームのリユース店舗『BOOKOFF』を直営並びにフランチャイズを合わせて全国約850店舗を展開しており、また、インターネットを通じて買取・販売を行うECサイト『BOOKOFF Online』を展開しております。

当社グループは、上述のブックオフ事業に加えて、近年消費者の環境意識の高まりなどを背景にリユース市場が拡大を続けていることから、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、アパレルや服飾雑貨の買取・販売も行う複合店舗『BOOKOFF PLUS』や、書籍・CD・DVD・ゲーム・アパレル・スポーツ用品・ベビー用品・雑貨等様々なジャンルの買取・販売を行う大型複合店舗『BOOKOFF SUPER BAZAAR』の出店を通じて総合リユース事業の拡大を推進しております。また、新規事業として子会社「ハグオール」を設立し、取扱商品を制限しない総合リユースサービスを新たに始め、家庭で不要になったものをまとめて一括で買取を行い、買取した商品をインターネットショッピングサイトやオークションサイトを中心に販売を行うハグオール事業を行っております。

一方、ヤフーは、日本語での情報検索サービスやオンライン・ショッピングサービス「Yahoo!ショッピング」と共に、ネットにおけるリユース事業としてヤフオクを運営しており、同社のインターネットユーザーへの知名度は高く、

現在、Yahoo! JAPAN IDの利用者数は2,700万人(注)を突破しております。ヤフーは、ヤフオク事業のミッションとして「いつでも、どこでも、すべての人にリユースするワクワクを」を掲げ、ヤフオクの運営に限らず、様々な取り組みを通じてリユース利用者の更なる拡大を図っております。

(注) 平成25年12月時点の月中にヤフーのサービスにログインしたYahoo! JAPAN ID数

当社グループは、従前よりヤフーのショッピングサイトやヤフオクへの出店をしており、さらに、ヤフーが平成25年6月から11月までにプロ野球球団ソフトバンクホークスの本拠地である「福岡ヤフオク! ドーム」にて実施した衣類回収イベント「リユーススタンド」の運営協力や、ヤフーが平成26年1月に開催したリユース最大のイベント「リユース! ジャパンマーケット」に参加するなど、リユース市場拡大の取り組みを通じて交流を行ってまいりました。

このような状況の中、当社は、平成25年10月に『BOOKOFF』店舗のパッケージ変革として実験店舗の共同開発や両社共同でリユース・リサイクルの仕組みを構築し、リユース市場の拡大と循環型社会の実現を図ることを目的とした業務提携をヤフーに申し入れました。そして、かかる業務提携に関する協議を進める中で、ヤフーから、平成25年12月に、全国にものを手軽に売り買いすることができる店舗網と知名度を持つ当社とヤフオクを中心にインターネットを通じてものを売り買いするプラットフォームを持つヤフーが両社の提携関係を強化し、リユース市場の拡大に限らずリユース市場における両社のシェアの拡大と収益獲得をスピード感をもって進めるためにも、業務提携のみならず出資も合わせた本資本業務提携の提案を受け、当社としても当該提案には合理性があると判断し、本資本業務提携の検討を進めてまいりました。

提携で取り組む事業は、主に次の2つとなります。

提携事業

『BOOKOFF』店舗が取り扱う書籍・CD・DVD・ゲーム等をヤフオクに出品し、ヤフオクが持つ知名度、集客力を活かして全国の消費者に商品をお届けすることで『BOOKOFF』店舗の取扱商品の販売効率を最大化させる取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクへの出品
- ・ヤフオク内での販売効率の向上を目的としたヤフオクの機能改修
- ・ヤフオクへの出品及び落札後のオペレーション効率化のための業務構築・システムの共同開発

提携事業

『BOOKOFF』店舗等にハグオール事業と連携した総合買取受付窓口を設置し、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、幅広い商品の買取サービスを提供する。また店舗型の受付窓口に加えてハグオール事業の訪問買取サービス拠点の拡大を推進する。ヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力、システム開発力を活かして当社グループの新規事業であるハグオール事業の成長を強く推し進めることでリユース利用者数及び商品流通量の拡大と収益の向上をする取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗等におけるハグオール事業と連携した総合買取受付窓口の設置
- ・訪問買取サービス拠点の増設によるサービスエリアの拡大
- ・ハグオール事業における買取受付・計算・販売管理に利用するシステムの共同開発
- ・ヤフーの会員基盤及びサービスを活用した当事業の告知等、宣伝広告の実施

この2つの取り組みにより、当社グループはヤフオクにおける書籍・CD・DVD・ゲームのリユース品を揃える中核事業者としてヤフーが持つヤフオクを中心としたインターネットのプラットフォームを活用して全国約850店舗が持つ商品を全国に届けることが可能となります。『BOOKOFF』店舗の商品販売効率向上により生み出される店内スペース等を活用して新たな商品やサービスの拡充を行い、お客様の店舗利用機会の創出と新たな収益機会を獲得することが可能となります。また新規事業であるハグオールは店舗網ならびにヤフーの会員基盤の活用を通じてサービス認知向上が進み、一般消費者の利用機会が増加することで事業拡大スピードを加速し、『BOOKOFF PLUS』や『BOOKOFF SUPER BAZAAR』の展開と合わせて当社グループの総合リユース事業の一層の拡大が可能となります。これらを通じて当社グループの売上高の増加につながるものと考えております。

一方、ヤフーとしても本資本業務提携により当社グループが買い取った商品がヤフオクに出品されることでヤフオクの商品力が向上すること、とりわけ書籍・CD・DVD・ゲームの商品が充実することによりヤフオクを通じて商品を購入する利用者の増加を見込むことが可能であり、また現状ヤフオクを使用していない一般消費者に対してインターネットを利用することなく当社グループの店舗網と買取サービスを活用して不要になったものを売却する機会を創出するリユース市場そのものの拡大につながり、本提携事業を通じてヤフオクの利用者ならびに商品取扱高の増加を見込むことができると考えているとのことです。

このように本資本業務提携は、当社グループの持つ書籍・CD・DVD・ゲーム等の商品力やリユース業における業務オペレーションの構築力・運営力とヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力を組み合わせること、またその業務オペレーションとそれを運営する情報システムを共同開発することで、商品量、価格、品質、サービスその他あらゆる面で

優位性のあるリユース事業者となり、ネットとリアルをつないだ新しいリユースマーケットを創出し、リユースの生活インフラとなるという両社共通の事業ミッションに向けて進んでいくことでお互いの企業価値の向上を目指すことができるものと考えております。

以上の提携事業それぞれにおいて、提携事業 については、『BOOKOFF』店舗の売り場及びバックヤードスペースの制約上、ヤフオクへの出品、商品保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となり、提携事業についてはお客様から申し込みを受けた品物の買取計算、保管、買い取った商品の出品、保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となります。

そして、これらの提携事業は、リユース市場の拡大基調に合わせて中長期的な規模拡大を見込んでおり、将来的な事業規模に合わせて長期安定的な拠点、設備及びシステムが必要であるため、リーシングではなく当社が物流インフラ及び情報システムを建設・所有することを予定しております。これらの物流インフラ及び情報システムに対する投資は、2つの提携事業の業務効率の最大化を図るとともに、その結果としてお客様に提供するサービスレベルの向上にもつながることから、顧客数及び売上・利益の拡大に寄与するものであります。

なお、これら提携事業にかかる一連の物流インフラ及び情報システムにかかる新規設備投資等について、その資金を金融機関からの借入れによって調達することも考えられますが、当社には平成25年12月末時点で176億円の借入金があり、今後の既存事業に対する継続的な再投資が必要な状況の中で本資本業務提携にかかる投資資金を借入金で賄った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、借入金による資金調達は困難であり、資本金の資金で対応すべきであると考えております。また、本資本業務提携により、大型物流センターを建設・運営することに伴う雇用を含めた固定費用負担について、業容悪化時にリスクとなる可能性、担保として提供可能な資産の状況及び当社の財務の健全性維持等に鑑み、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があります。

この点、ヤフーは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が関東財務局長に提出した直近の四半期報告書（平成26年3月期第3四半期）に記載の四半期連結財務諸表によれば、平成25年12月末時点における連結総資産額が7,888億円、連結純資産額が6,015億円、連結現預金残高が4,299億円と同社が割当先企業として十分な財務の健全性及び安定性を兼ね備えており、同社との間で本資本業務提携を行うことにより同社から資金を調達することも可能となります。

そこで当社は、今回2つの提携事業について必要な資金を早期に調達しスピード感を持って進めること、一方で調達資金が相当程度多額であり全額を新株式のみで調達した場合に大規模な希薄化が生じることへの配慮や、ヤフーとの資本関係については提携事業の成否を見極めながら深めていくことを意図し、資金調達のスキームとして、割当予定先をヤフーとする本件第三者割当により発行する新株式と営業利益の額に応じた転換条件を設定した新株予約権付社債を組み合わせる手段を採用し、ヤフーと平成26年4月24日付けで資本業務提携契約を締結して、本資本業務提携を推進することといたしました。

なお、当社は、ヤフーが、本件第三者割当の払込日以前の日を権利行使の基準日とする当社の定時株主総会において、本件第三者割当によってヤフーが取得した本普通株式に係る議決権を行使できるよう必要な手続きを行うことを合意しております。

また、当社は、ヤフーが指名した取締役候補者のいずれかが、平成26年10月末日までに当社の取締役に選任されなかった場合や本資本業務提携契約が終了した場合等において、ヤフーの請求により、当該請求時点においてヤフーが保有する当社株式を取得するものとしております。

d 割り当てようとする株式の数

普通株式

ヤフー株式会社 3,100,000株

新株予約権付社債

ヤフー株式会社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数は10,252,996株であります。

e 株券等の保有方針

ヤフーは、本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締役役に選任された場合には、当社の筆頭株主兼その他の関係会社となるものであり、また本資本業務提携により戦略的パートナーとなることから、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを平成26年4月に当社担当役員がヤフー担当役員から口頭で確認しております。

なお、当社は、ヤフーより、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、ヤフーが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第3四半期）に記載される連結の売上高、総資産、純資産、現預金等の規模を確認した結果（有価証券報告書：売上高342,989百万円・総資産743,311百万円・純資産551,264百万円・現預金414,086百万円、四半期報告書：売上高284,911百万円・総資産788,885百万円・純資産601,576百万円・現預金429,974百万円）、及び、本資本業務提携によるヤフーとの関係に鑑みても、本件第三者割当の払込みの確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるヤフーは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が平成25年6月28日付で株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力や団体と少しでも関係したり、反社会的勢力や団体の活動を助長してはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。また、対応統括部署となる法務本部においては、規程やマニュアルの整備並びに周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万々に備えた体制の強化に努めております。」との記載内容を確認することにより、当社は、ヤフー、ヤフーの役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係していないことと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本普通株式

発行価額の決定に際しては、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年4月23日）から6か月間さかのぼった期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値である702円を参考とした上で、発行価額を702円（直前営業日の終値751円に対して6.52%のディスカウント）といたしました。発行価額の決定に際して、引受予定先であるヤフーからは、本件第三者割当の希薄化の程度を考慮すると株価の下落リスクがあることや当社の業績の動向等を考慮した上で、一定期間の平均株価からのディスカウントの要請がありましたが、当社としては、本資本業務提携は双方にとり企業価値向上に資するものであり対等な提携であることや既存株主様との平等性の観点からディスカウントは受け入れられないとの考えで、交渉を継続いたしました。協議を重ねました結果、直前営業日の終値、1か月間、3か月間、6か月間の終値単純平均値のうち、いずれか低い価格とし、そこからの

ディスカウントは行わないことといたしました。その結果、上記の参照する株価のうち最も低い価格である6か月間の終値単純平均値を採用することとなりました。

かかる発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値（751円）に対して6.52%のディスカウント、同直前営業日から1か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（726円）に対して3.31%のディスカウント、同直前営業日から3か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（722円）に対して2.77%のディスカウント、同直前営業日から6か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（702円）に対して同額となっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、上記の発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また許容される期間の平均株価を基準としていること、さらに日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していると認められることから、割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である山田FAS株式会社（代表取締役社長 浅野公雄、東京都千代田区丸の内一丁目8番1号。以下、「山田FAS」といいます。）に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下、「評価報告書」といいます。）を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一定の前提（本新株予約権の条件、当社の株価751円、転換価額751円、株価の変動率（ボラティリティ）24.33%、配当率3.33%、安全資産利子率0.18%、調達スプレッド0.81%等）の下、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。その結果、新株予約権付社債1個の公正価値を98,700,000円（額面100円あたり98.7円）と算定いたしました。

当社は、上記算定結果をもとに、本新株予約権付社債1個の払込金額を金100,000,000円（額面100円につき金100円）と決定いたしました。当社は、山田FASは、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した第三者算定機関であり、価値評価について採用されている前提条件等は合理的であると判断されること、また本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）が山田FASの算定した公正価値を下回る水準ではないことを理由として、本新株予約権付社債の発行が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成26年4月23日）の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値751円を参考とし、1株当たり751円（ディスカウント率0%）に決定いたしました。転換価額の決定については、取締役会決議日の直前営業日終値を参考値として採用した理由は、ヤフーとの協議を重ねた結果、本新株予約権付社債の転換条件として当社の一定以上の業績達成が付されていることから、転換時における希薄化による株価下落を考慮する必要性は低いこと、本資本業務提携は当社の企業価値の向上、それに伴う現状の株価からの上昇を目指すものであることから、直近の株価を参照することが望ましいと判断したためです。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（726円）に対して3.44%のプレミアム、同直前営業日から3か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（722円）に対して4.02%のプレミアム、同直前営業日から6か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（702円）に対して6.98%のプレミアムとなっております。

また、当社監査役全員から、本新株予約権の発行条件の決定においては、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である山田FASから評価報告書を受領しており、山田FASの価値算定の前提条件等は合理的であり、公正価値の評価結果については妥当であると判断されること、本新株予約権付社債の実質的な対価が山田FASの算定した公正価値を下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による本普通株式の株式数3,100,000株及び本新株予約権付社債の転換による株式数10,252,996株を合わせた発行株式総数は13,352,996株（議決権数133,529個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株（議決権数175,390個）に対して68.5%（総議決権数に対して76.1%、小数第一位未満切捨て）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。また、本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締役に選任された場合には、ヤフーは当社のその他の関係会社に該当することとなります。

しかしながら、当社としては、前述のとおり、ヤフーとの提携によりヤフオクの集客力を用いて当社グループの『BOOKOFF』店舗の商品販売効率向上による収益増とヤフーの会員基盤やサービスを活用した宣伝広告等によるハグオール事業の拡大、システムの共同開発による業務効率の向上により当社グループの利益成長が見込めるものと考えており

ます。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の大幅な希釈化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるため、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様利益向上に資することとなると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当による本普通株式の株式数3,100,000株及び本新株予約権付社債の転換による株式数10,252,996株を合わせた発行株式総数は13,352,996株（議決権数133,529個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株（議決権数175,390個）に対して68.5%（総議決権数に対して76.1%、小数第一位未満切捨て）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。したがって、本件第三者割当は、大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号		%	13,352,996	43.22%
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新潟市新栄町三丁目1番13号	1,400,300	7.98%	1,400,300	4.53%
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	1,283,000	7.32%	1,283,000	4.15%
丸善株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	1,183,300	6.75%	1,183,300	3.83%
ブックオフコーポレーション従業員持株会	神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号	1,169,253	6.67%	1,169,253	3.78%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	1,146,000	6.53%	1,146,000	3.71%
株式会社講談社	東京都文京区音羽二丁目12番21号	833,300	4.75%	833,300	2.70%
株式会社集英社	東京都千代田区一ツ橋二丁目5番10号	833,300	4.75%	833,300	2.70%
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号	833,300	4.75%	833,300	2.70%
株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目4番7号	750,000	4.28%	750,000	2.43%
計	-	9,431,753	53.78%	22,784,749	73.76%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株(議決権数175,390個)をもとに算出しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本件第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権付社債の目的である株式を合算した総数13,352,996株(議決権133,529個)を加算して算出しております。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、本新株予約権付社債の行使期間までに、当社の定款を変更して発行可能株式総数を増加する予定です。

5. 上記の大株主のうち、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社につきましては、同社が平成25年11月22日付で提出しました変更報告書No. 4によれば、平成25年11月20日にその保有する当社株式の全てを処分し、保有株式はゼロとなっております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由について

上記「1 割当先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社グループは、「リユース業」を中核事業として、様々なもののリユースを通じて循環型社会の実現に取り組んでおります。そして、近年消費者の環境意識の高まりなどを背景にリユース市場が拡大を続けていることから、当社グループは総合リユース事業の拡大を推進しております。このような状況の中、当社は、ヤフオクを中心にインターネットを通じてものを売り買いするプラットフォームを持つヤフーとの間で提携関係を強化し、リユース市場の拡大に限らずリユース市場における両社のシェアの拡大と収益獲得をスピード感をもって進めることを目的として、ヤフーとの間で平成26年4月24日付けで資本業務提携契約を締結して、以下の内容の事業を推進することといたしました。

提携事業

『BOOKOFF』店舗が取り扱う書籍・CD・DVD・ゲーム等をヤフオクに出品し、ヤフオクが持つ知名度、集客力を活かして全国の消費者に商品をお届けすることで『BOOKOFF』店舗の取扱商品の販売効率を最大化させる取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクへの出品
- ・ヤフオク内での販売効率の向上を目的としたヤフオクの機能改修
- ・ヤフオクへの出品及び落札後のオペレーション効率化のための業務構築・システムの共同開発

提携事業

『BOOKOFF』店舗等にハグオール事業と連携した総合買取受付窓口を設置し、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、幅広い商品の買取サービスを提供する。また店舗型の受付窓口に加えてハグオール事業の訪問買取サービス拠点の拡大を推進する。ヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力、システム開発力を活かして当社グループの新規事業であるハグオール事業の成長を強く推し進めることでリユース利用者数及び商品流通量の拡大と収益の向上をする取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗等におけるハグオール事業と連携した総合買取受付窓口の設置
- ・訪問買取サービス拠点の増設によるサービスエリアの拡大
- ・ハグオール事業における買取受付・計算・販売管理に利用するシステムの共同開発
- ・ヤフーの会員基盤及びサービスを活用した当事業の告知等、宣伝広告の実施

以上の提携事業それぞれにおいて、提携事業 については、『BOOKOFF』店舗の売り場及びバックヤードスペースの制約上、ヤフオク及び他のECサイトへの出品、商品保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となり、提携事業 についてはお客様から申し込みを受けた品物の買取計算、保管、買い取った商品の出品、保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となります。

そして、これらの提携事業は、リユース市場の拡大基調に合わせて中長期的な規模拡大を見込んでおり、将来的な事業規模に合わせて長期安定的な拠点、設備及びシステムが必要であるため、リーシングではなく当社が物流インフラ及び情報システムを建設・所有することを予定しております。これらの物流インフラ及び情報システムに対する投資は、2つの提携事業の業務効率の最大化を図るとともに、その結果としてお客様に提供するサービスレベルの向上にもつながることから、顧客数及び売上・利益の拡大に寄与するものである一方、かかる提携事業の目的を実現するためには、相当程度の資金を調達する必要があります。

これら提携事業にかかる一連の物流インフラ及び情報システムにかかる新規設備投資等について、その資金を金融機関からの借り入れによって調達することも考えられますが、当社は、平成25年12月末時点で176億円の借入金があり、今後の既存事業に対する継続的な再投資が必要な状況の中で本資本業務提携にかかる投資資金を借入金で賄った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、借入金による資金調達は困難であり、資本性の資金で対応すべきであると考えております。また、本資本業務提携により、大型物流センターを建設・運営することに伴う雇用を含めた固定費用負担について、業容悪化時にリスクとなる可能性、担保として提供可能な資産の状況及び当社の財務の健全性維持等に鑑み、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があります。

さらに、資金の調達方法としては、第三者割当の他、公募増資や株主割当増資といった方法もありますが、本第三者割当は、当社とヤフーとの相互の強みを生かすことによって上記2つの提携事業を推進し、リユース市場における両社のシェアの拡大と利益獲得を目指すものであって、そのために必要な資金の提供を本資本業務提携先となるヤフーに供与してもらうという特定の者との関係を前提とする第三者割当の方法に馴染むものである一方、特定の者との提携関係を必ずしも前提としない公募増資や株主割当増資といった方法に馴染むものではないこと、並びに本第三者割当による資金調達の確実性及び上記2つの提携事業について必要な資金を早期に調達しスピード感を持って進めることという観点から、当社による今回の資金調達については第三者割当の方法によるものとしております。

なお、調達資金が相当程度多額であり全額を新株式のみで調達した場合に大規模な希薄化が生じることへの配慮や、ヤフーとの資本関係については提携事業の成否を見極めながら深めていくことを意図し、資金調達のスキームとして、本件第三者割当により発行する新株式と営業利益の額に応じた転換条件を設定した新株予約権付社債を組み合わせる手段を採用いたしました。ヤフーとの提携事業は、当社にとっては新規事業の位置付けであり、事業の立上から投資回収までに一定程度時間を要する見込みであることから短期的な資金調達ではなく、長期的な資金調達が必要と判断いたしました。

また、本件第三者割当の目的のひとつはヤフーとの業務提携であるところ、提携事業の推進及び展開の迅速化を図るためには、お互いがより強固な関係を構築することが必要と考え、その方法として、ヤフーに当社の資本を保有してもらうことが適切であると判断いたしました。また、提携事業の実行をお互いが責任をもって推進していくためには、ヤフーとの安定的かつ相当程度の資本関係を維持することが望ましいと考え、発行する新株式は当社がヤフーの持分法適用関連会社となる当社株式の議決権割合の100分の15となる水準としました。それに加えて、その関係を維持するためにヤフーの責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対するヤフーの保有する当社株式の議決権割合が100分の15（ただし、本新株予約権を行使した場合には、当該行使により取得した当社株式の議決権割合を加える）を下回った場合には、ヤフーの請求により本新株予約付社債の期限の利益の喪失及び本新株予約権の全ての行使、並びに本資本業務提携契約の解除ができるものとしております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当による本普通株式の株式数3,100,000株及び本新株予約権付社債の転換による株式数10,252,996株を合わせた発行済株式総数は13,352,996株（議決権数133,529個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株（議決権数175,390個）に対して68.5%（総議決権数に対して76.1%、小数第一位未満切捨て）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。また、本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締役に選任された場合には、ヤフーは当社のその他の関係会社に該当することとなります。

しかしながら、当社としては、前述のとおり、ヤフーとの提携によりヤフオクの集客力を用いて当社グループの『BOOKOFF』店舗の販売効率向上による収益増とヤフーの会員基盤やサービスを活用した宣伝広告等によるラグオール事業の拡大、システムの共同開発による業務効率の向上により当社グループの利益成長が見込めるものと考えております。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の大幅な希釈化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるため、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当は、希釈化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを必要といたします。そのため、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である中村直人氏（弁護士）、和田芳幸氏（公認会計士）及び鳥羽史郎氏（公認会計士）の3名で構成する第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置し、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。

当社は、本件第三者割当について平成26年6月下旬に開催予定されている定時株主総会において株主の意思を確認する方法を選択することも検討いたしました。しかしながら、株主総会において本件第三者割当について決議を行うためには議案及び添付資料の作成等の準備に時間を要するという一方で、提携事業及び提携事業を行う際にもそのスピードが重要であり、可能な限り早いタイミングで資金を確保し、早期に当社の物流インフラや情報システムの拡充を実現する必要があると考えております。開催予定の定時株主総会までは本件第三者割当の取締役会決議から2ヶ月余りあり、資金調達の可否及びその金額が確定するまでの間は本件第三者割当に係る資金使途の実現に向けた検討や割当予定先との具体的な協業の検討が困難となります。競合企業がリユース市場において増えている傾向がある中で、可及的速やかに本件第三者割当に係る資金使途の実現に向けた検討や割当予定先との具体的な協業の検討を行うことが不可欠であると当社は考えており、この2ヶ月余りの機会損失は非常に大きいものと受け止めております。そのため、当社は、当社及びヤフーとの間に利害関係のない社外有識者である弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会を設置し、本件第三者割当に関する諮問を行いました。

当該報告書において、本件第三者割当の必要性については、次に掲げる理由により、一定の必要性が認められる旨が記載されています。

すなわち、ヤフーとの本資本業務提携について、インターネット検索サイトとしてのヤフーの知名度は周知の通りであり、当社の経営課題への対処としてeコマースへの展開により販売機会を拡大するため、ヤフーと提携事業を実施することに関し、格別不合理と認められる事情は見当たらないこと。当社の商品は、現状、各店舗において管理されており、統一的な商品保管、及び流通のための設備を有していないことに対して、今後、提携事業により、ヤフオク等に出品し、購入者に対して配送するためには、商品を集中的に管理するための物流センター及び情報システムが必要と

なるという当社の説明に不合理な点は認められないこと。また、当社作成の事業計画には著しく不合理と認められる点は見当たらず、事業計画の根拠資料を参照すると、提携事業のためのセンターそれぞれについて、用地取得費用、建築費用、附属設備費用、システム投資費用等を積み上げて算出されており、これらに関しても、一見して著しく不合理と認められる事情は見当たらないこと。

また、本件第三者割当の相当性については、調達手段の相当性及び発行条件の決定手続等の相当性の観点から、合理的かつ相当なものである旨が記載されています。

当社が資金調達の方法として本件第三者割当の方法を選択したことについて、一定の相当性が認められた理由は以下のとおりとされています。そもそも本件第三者割当は、当社とヤフーとの業務提携を前提としたものであり当該業務提携に必要な資金を調達する目的で行われるものであること。提携事業は当社にとって新規事業となることから長期的な資金調達方法として資本性の資金としたいとの考えや、調達資金の用途がヤフーとの提携事業に関するものである以上、提携関係の強化も企図してヤフーに当社の資本を保有してもらうとの当社の考えに、特段不合理な事情は見当たらないこと。当社の現状の財務状況からすると金融機関からの借入れも不可能ではないが適切な調達手段ではなく、今回の必要資金を資本性の資金で調達するとの当社の考えは一定の合理性を有すること。本新株予約権付社債を用いた調達であれば、ヤフーとの業務提携が奏功することにより、資本性の資金に転換される可能性が高く、金融機関からの借入れと比べて相対的に有利であるとの当社の考えは、格別不合理ではないこと。万が一、新株予約権の全部又は一部が行使されず、本社債の償還が必要になったとしても、当面は、金融機関との当座貸越枠を用いた借入れにより調達した資金を本社債の償還に充てることもでき、不足分は、新設するセンターについて流動化等の方法により調達して充てることも可能との当社の考えは、格別不合理ではないこと。ヤフーによる本新株予約権付社債の転換（本新株予約権の行使）が予定通り進むか否かは、当社の業績、株価、ヤフーの財務状況等に左右されることから、当社の意図する通りに、資本性の資金となるかが不確定的ではあるものの、万が一の際の償還は一応可能であると考えられること。本社債に利息が付されていないこと。

また、本件第三者割当に係る発行条件の決定手続等に一定の相当性が認められた理由は以下のとおりとされています。普通株式に関しては、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年4月23日）から6か月間さかのぼった期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値を採用しており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において許容される範囲内であり、ヤフーと当社との間で発行条件の決定方法に関する交渉の結果、ヤフーの当初の提案より、当社にとって有利な結論に至っていること、さらに取締役会決議日の直前営業日の終値、直前営業日から1か月間の終値単純平均値、同3か月間の終値単純平均値のいずれとの関係でも、ディスカウント率が10%以内に収まっていること。本新株予約権付社債に関しては、当社及びヤフーとの取引関係のない独立した第三者算定機関である山田FASの評価報告書を参考に、本新株予約権付社債の払込金額が決定されていること。本件第三者割当の結果、相当程度の希薄化が生じるものの、本件第三者割当及びヤフーとの提携事業を勘案した当社の事業計画は一見して著しく不合理と認められる事情は見当たらず、当該事業計画によれば、売上高営業利益率、EPS、ROEに関し、一時的には落込みが予想されるものの、将来的には直近を上回り、その後も維持乃至継続的に向上することが見込まれており、こうした点を勘案すれば、本件第三者割当及び提携事業は、中長期的な当社の企業価値向上、ひいては株主の共同の利益に資すると考えることに一定の合理性があると認められ、本件第三者割当における発行数量及びこれに伴う希薄化の規模は、一見して著しく不合理であるとは認められないこと。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第22期有価証券報告書及び四半期報告書（第23期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおりリスクが生じております。以下の内容は当該追加部分のみを記載したものです。かかる事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年4月24日）現在において当社が判断したものです。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年4月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

(6) 株式の希薄化について

本件第三者割当による本普通株式の株式数3,100,000株及び本新株予約権付社債の転換による株式数10,252,996株を合わせた発行株式総数は13,352,996株（議決権数133,529個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株（議決権数175,390個）に対して68.5%（総議決権数に対して76.1%、小数第一位未満切捨て）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。この結果、当社普通株式1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価や当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動について

本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締役役に選任された場合には、ヤフーが当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となります。このため、ヤフーによる株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

(8) 本資本業務提携について

ヤフーとの本資本業務提携により、当社はヤフーにおける書籍・CD・DVD・ゲームのリユース品を揃える中核事業者としてヤフーの仕組みを活用して全国約850店舗が持つ商品を全国に届けることが可能となり、『BOOKOFF』店舗の商品販売効率向上により生み出される店内スペース等を活用して新たな商品やサービスの拡充によりお客様の店舗利用機会の創出と新たな収益機会を獲得することが可能となります。また新規事業であるハグオールは店舗網並びにヤフーの会員基盤の活用を通じてサービス認知向上が進み、一般消費者の利用機会が増加することで事業拡大スピードを加速し、『BOOKOFF PLUS』や『BOOKOFF SUPER BAZAAR』の展開と合わせて当社グループの総合リユース事業の一層の拡大が可能となります。これらを通じて当社グループの売上高の増加につながるものと考えております。しかしながら、本資本業務提携に沿った提携が具体的に実行されるとの保証はなく、またかかる提携が実行された場合でも、当社の期待する経済的効果が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、第22期有価証券報告書の「事業等のリスク」の「(5) 信託型従業員持株インセンティブ・プランについて」につき、当該対象となる従持信託が信託終了となり、平成26年6月、事業等のリスクから削除される予定です。

2. 設備計画の変更

組込情報である第22期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成26年4月24日）現在、以下のとおり変更しております。以下の内容は当該追加部分のみを記載したものです。

会社名 事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		増加面積 (㎡)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出会社 新物流センター	ブックオフ 事業	物流センター	6,300	-	増資及び 社債発行 資金・ リース	平成26年 6月	平成28年 3月	33,000
		情報システム	600	-	増資及び 社債発行 資金	平成26年 6月	平成28年 3月	-
提出会社 新物流センター	その他	物流センター	3,100	-	増資及び 社債発行 資金・ リース	平成26年 6月	平成28年 3月	16,500
		情報システム	600	-	増資及び 社債発行 資金	平成26年 6月	平成28年 3月	-

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. ハグオール事業は「その他」のセグメントに含まれております。

3. 自己株式の取得等の状況

当社が平成25年12月9日に提出した自己株券買付状況報告書（報告期間 自 平成25年11月1日 至 平成25年11月30日）の内容は以下の通りです。なお、当該自己株券買付状況報告書提出後、平成26年4月24日までに自己株式の取得はなされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化はありません。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成25年11月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成25年11月19日）での決議状況 （取得期間 平成25年11月20日～平成25年11月20日）	1,250,000		833,750,000
報告月における取得自己株式（取得日）	11月20日	1,146,000	764,382,000
計	-	1,146,000	764,382,000
報告月末現在の累積取得自己株式	1,146,000		764,382,000
自己株式取得の進捗状況（％）	91.6		91.6

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による取得であります。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成25年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	19,473,200
保有自己株式数	1,888,782

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式を含んでおります。

4 臨時報告書の提出について

組込情報である第22期有価証券報告書の提出日（平成25年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月24日）までの間に以下の臨時報告書を提出しております。

・臨時報告書（平成25年6月28日）

(1) 提出理由

平成25年6月22日開催の当社第22回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月22日

当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 468,260,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、橋本真由美、松下展千、小金井真吾、宮崎洋平、堀内康隆、鈴木孝之、土方裕之、中野捷夫、野林徳行及び佐藤善孝の10名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として池田正美を選任する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注3）
第1号議案 剰余金の処分の件	139,982	230	0	（注）1	可決（96.66%）
第2号議案 取締役10名選任の件				（注）2	
橋本 真由美	139,361	851	0		可決（96.23%）
松下 展千	139,485	727	0		可決（96.32%）
小金井 真吾	139,352	860	0		可決（96.22%）
宮崎 洋平	139,345	867	0		可決（96.22%）
堀内 康隆	139,346	866	0		可決（96.22%）
鈴木 孝之	139,279	933	0		可決（96.17%）
土方 裕之	137,637	2,575	0		可決（95.04%）
中野 捷夫	137,836	2,376	0		可決（95.18%）
野林 德行	137,743	2,469	0		可決（95.11%）
佐藤 善孝	137,853	2,359	0		可決（95.19%）
第3号議案 監査役1名選任の件	134,538	5,672	0	（注）2	可決（92.90%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権過半数の賛成であります。

- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 賛成の割合は、本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日まで事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第22期	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第23期第3四半期	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月4日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1月30日

ブックオフコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪田大門 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブックオフコーポレーション株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブックオフコーポレーション株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月22日

ブックオフコーポレーション株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米澤 英樹	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥居 宏光	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブックオフコーポレーション株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブックオフコーポレーション株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ブックオフコーポレーション株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ブックオフコーポレーション株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

ブックオフコーポレーション株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブックオフコーポレーション株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブックオフコーポレーション株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。